

施策評価調書

1 施策の概要

(1)	施策名	社会保障制度(国民健康保険・国民年金)					
(2)	総合計画の体系	第	03	章	健康で安心して暮らせるまちづくり		
		第	05	節	生活を支える社会保障の充実		
		第	20	細節	社会保障制度(国民健康保険・国民年金)		
(3)	事業費など (単位:千円)	項目\年度(平成)		27年度決算額	28年度決算見込額	29年度予算額	
		事業費(A)		48,221,504	47,441,396	49,284,474	
		従事職員数		15.65 人	15.74 人	16.85 人	
		所要人件費(B)		121,981	119,552	133,844	
		総事業費(A+B)		48,343,485	47,560,948	49,418,318	
		財源内訳	収入	国庫支出金	7,696,637	7,529,139	7,184,864
				府支出金	2,061,190	2,156,848	2,247,585
				その他	31,477,928	31,233,764	32,978,566
			市負担	地方債	0	0	0
				その他	3,865,984	3,659,027	3,809,081
一般財源	3,241,746			2,982,170	3,198,222		

2 評価の指標(施策に係る成果指標)

指標項目		項目\年度(平成)	27年度実績	28年度実績	29年度計画
指標内容	国民健康保険一般被保険者	目標値 (単位:人)	79,800.00	78,400.00	75,600.00
		実績値 (単位:人)	78,639.00	76,661.00	/
		達成度(%)	98.6	97.8	
目標値の積算方法	実績に基づく予算数値				
指標内容		目標値 (単位:)	0.00	0.00	0.00
		実績値 (単位:)	0.00	0.00	/
		達成度(%)	0.0	0.0	
目標値の積算方法					

3 施策の点検(施策を進めるうえでの課題)

- 1 国民健康保険特別会計の赤字解消を図ります。(被保険者の負担が急増しないように配慮しつつ、早期に単年度収支の均衡化を目指します。)
- 2 被保険者の健康維持、医療費の適正化に寄与する特定健診の受診率向上を図ります。
- 3 国の医療保険制度改革の動きを注視し、迅速な対応を行います。
- 4 国民年金に関する事務については、法改正など国の動向を注視する中で、吹田年金事務所等との連携を図りながら、法定受託事務としての事務処理を適正かつ効率的に行います。

4 施策の評価

次年度の優先順位	施策を構成する事務事業名	室課名	事業番号	市単独事業区分	施策への貢献度	各視点からの評価 (20 → 4) 高 → 低						今後の方向性 (実施計画)
						妥当性	有効性	効率性	公平性	持続可能性	合計	
1	後発医薬品使用差額通知事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00559	全部	大	20	20	20	18	16	94	継続
2	一般被保険者療養給付事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00531	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
3	退職被保険者等療養給付事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00532	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
4	一般被保険者療養費支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00533	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
5	退職被保険者等療養費支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00534	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
6	一般被保険者高額療養費給付事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00536	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
7	退職被保険者等高額療養費給付事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00537	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
8	一般被保険者高額介護合算療養費事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00538	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
9	退職被保険者等高額介護合算療養費事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00539	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
10	一般被保険者移送費支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00540	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
11	退職被保険者等移送費支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00541	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
12	出産育児一時金支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00542	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
13	葬祭費支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00543	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
14	精神・結核医療給付事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00544	なし	大	20	20	20	18	14	92	継続
優先順位をつけるにあたっての考え方		<p>国民健康保険の給付事業等は、いずれも被保険者の健康を守る上で必要不可欠な事業ですが、優先順位については、法定の給付事業、法定外の給付事業、保健事業、医療保険事業に付随する支払事業等の順としました。</p> <p>国民年金に関する業務は、国民年金法に基づく、法定受託事務の順位を参考に優先順位をつけました。</p>										

次年度の優先順位	施策を構成する事務事業名	室課名	事業番号	市単独事業区分	施策への貢献度	各視点からの評価 (20 → 4) 高 → 低						今後の方向性 (実施計画)
						妥当性	有効性	効率性	公平性	持続可能性	合計	
15	特定健康診査(国保健康診査)事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00554	なし	大	20	20	18	18	16	92	拡充
16	特定保健指導(国保保健指導)事業	国民健康保険室	01440	なし	大	20	16	18	18	20	92	拡充
17	特定健診フォローアップ事業	国民健康保険室	01602	なし	大	20	16	18	18	20	92	縮小
18	医療費通知事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00556	全部	大	20	20	20	18	14	92	継続
19	健診助成事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00557	全部	大	20	20	18	16	16	90	継続
20	前期高齢者納付金支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00547	なし	大	18	18	12	18	20	86	廃止
21	一般被保険者保険料還付事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00561	なし	大	16	18	14	18	16	82	継続
22	退職被保険者等保険料還付事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00562	なし	大	16	18	14	18	16	82	継続
23	一般被保険者還付加算金事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	01111	なし	大	16	18	14	18	16	82	継続
24	退職被保険者等還付加算金事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	01112	なし	大	16	18	14	18	16	82	継続
25	後期高齢者支援金支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00545	なし	大	18	18	12	18	16	82	廃止
26	被保険者保険料還付事業	国民健康保険室	01441	全部	大	14	18	16	18	16	82	継続
27	被保険者還付加算金事業	国民健康保険室	01442	なし	大	16	18	14	18	16	82	継続
28	高額医療費拠出金支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00551	なし	大	18	18	12	18	16	82	廃止
優先順位をつけるにあたっての考え方		<p>国民健康保険の給付事業等は、いずれも被保険者の健康を守る上で必要不可欠な事業ですが、優先順位については、法定の給付事業、法定外の給付事業、保健事業、医療保険事業に付随する支払事業等の順としました。</p> <p>国民年金に関する業務は、国民年金法に基づく、法定受託事務の順位を参考に優先順位をつけました。</p>										

次年度の優先順位	施策を構成する事務事業名	室課名	事業番号	市単独事業区分	施策への貢献度	各視点からの評価 (20 → 4) 高 → 低						今後の方向性 (実施計画)
						妥当性	有効性	効率性	公平性	持続可能性	合計	
29	介護納付金支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00550	なし	大	18	12	18	18	14	80	廃止
30	後期高齢者医療広域連合負担金事業	国民健康保険室	00519	なし	大	20	18	12	18	12	80	継続
31	後期高齢者医療広域連合納付金支払事業(後期高齢者医療特会)	国民健康保険室	00567	なし	大	20	18	12	18	12	80	継続
32	出産費資金貸付事業	国民健康保険室	01439	全部	大	12	16	18	14	18	78	継続
33	保険財政共同安定化事業拠出金支払事業(国民健康保険特別会計)	国民健康保険室	00553	なし	大	18	18	12	18	12	78	廃止
34	免除事業	国民年金課	00119	なし	大	18	18	20	20	20	96	継続
35	給付事業	国民年金課	00120	なし	大	18	18	20	20	20	96	継続
36	資格適用事業	国民年金課	00118	なし	大	18	18	20	20	20	96	継続
37	相談事業	国民年金課	00121	なし	大	18	18	20	20	20	96	継続
38											0	
39											0	
40											0	
41											0	
42											0	
優先順位をつけるにあたっての考え方		<p>国民健康保険の給付事業等は、いずれも被保険者の健康を守る上で必要不可欠な事業ですが、優先順位については、法定の給付事業、法定外の給付事業、保健事業、医療保険事業に付随する支払事業等の順としました。</p> <p>国民年金に関する業務は、国民年金法に基づく、法定受託事務の順位を参考に優先順位をつけました。</p>										